

## 情報提供 A

### 「治療中患者情報」を提供する

#### 情報提供 可能な方

- ◎ 慢性疾患等の治療のため、医療機関に通院している方
- ◎ その医療機関で血液検査を受けている方

慢性疾患等で通院中の方で特定健康診査を受診しない場合、治療中の医療機関から共済組合に情報提供をしていただくことで、特定健康診査を受診したとみなされます。

\*提供情報は、特定健康診査の健診項目の情報に限ります。

#### 情報提供の流れ

治療中の医療機関に令和6年3月31日までにお申出ください。

治療中の医療機関に  
「治療中患者情報の提供をしたい」と申し出る

必要書類※  
を提出する

腹囲測定

⚠ 医療機関によっては、情報提供できないことがあります。

滋賀県外の医療機関や滋賀県立総合病院など、情報提供ができない医療機関があります。「令和5年度 実施機関一覧表」に記載がある医療機関は情報提供可能です。

⚠ 治療中に行った検査項目が特定健康診査の健診項目を満たしていない場合、情報提供はできません。

情報提供ができない場合…

特定健康診査を  
受診しましょう！



#### ※必要書類

- ① 特定健康診査受診券
- ② 治療中患者情報提供票
- ③ 治療中患者情報提供請求書

(組員被扶養者証、任意継続組員証、任意継続組員被扶養者証のいずれかを持参してください。)

\*医療機関から共済組合へ「治療中患者情報提供票」により情報提供されます。

\*受診者には医療機関から「治療中患者情報提供票」の写しが交付されます。